

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロイヤルホームセンター戸田公園

埼玉県戸田市川岸三丁目一―四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

① 県の青少年健全育成条例において、午後十一時以降の営業時間が変更になった際は、徊を禁止していることから、午後十一時以降に営業時間が変更になった際は、青少年への退店の促しや入店制限、また、店舗前、駐車場等での青少年のたむろ等に対して、声掛けや青少年として不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じてほしい。

② 戸田市立戸田南小学校及び戸田市立戸田中学校の学区内であるため、特に児童生徒の登下校の時間帯（午前七時三十分から午前八時三十分、午後二時三十分から午後三時三十分）については、安全確保にご配慮いただきたい。

③ 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

④ 右折入庫待ちによる混雑防止や道路上で車両等の滞留を防止するため、交通整理員を配置するようお願いいたします。

⑤ 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起についてご配慮願います。

⑥ 駐輪場には防犯カメラや盗難防止看板の設置をお願いします。また、ATM設置の場合は警備員の巡回を実施するようお願いいたします。

⑦ 万引き対策として、万引きがしにくい環境づくりと店内放送の工夫をお願いします。

#### 二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年一月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

